

山形県の「つや姫」は、県内での生産者認定制度による徹底した品質管理のほか、県外へも栽培許諾することで、認知度を向上させるとともに、県内生産品に限定しロゴマークを使用させることで差別化を図り、トップブランドを確立

【法人概要】

山形県オリジナル米「つや姫」を、育成者権と商標権を活用して、米のトップブランドの地位を確立

- ・所在地：山形市松波二丁目8-1



商標登録されている
ロゴマーク



【取組・成果のポイント】

- ・良食味品種を開発。日本のトップブランドを目指し、県内の農業関係団体に加えて、生産、流通、販売等の分野の委員で構成した山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部にて策定した生産戦略、販売戦略、コミュニケーション戦略に基づき取組を推進。
- ・高品質な「つや姫」を生産するため、県内生産者に対しては、栽培適地内に生産圃場があること、栽培方法が特別栽培か有機栽培であること、1等米又は2等米であること等の出荷基準を満たすこと等の厳しい条件をクリアできる者だけを山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長が認定する生産者認定制度を導入。また、県内生産だけでは生産量が限られ知名度が上がらないため、県外においても奨励品種への採用、栽培方法の指定等の条件を付け、生産を許諾。許諾先からは、種子の販売額に応じた許諾料を徴収し、権利の維持に活用。
- ・「つや姫」に係るロゴマークの商標登録を行い、山形県産「つや姫」だけに使用を限定するなど、差別化を図りながら、プロモーション活動を展開することで、県外産の「つや姫」よりも高単価で販売。日本国内においてトップクラスのブランドを確立。